

# 基幹インフラ制度の運用改善に係る論点

経済安全保障法制に関する有識者会議  
推進法改正に関する検討会合  
第 2 回資料

2025年12月 4 日

- 1. これまでの基幹インフラにおける制度整備の状況**
2. 運用改善に向けた検討
3. 御議論いただきたいこと

# 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の概要

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準の下、**基幹インフラ事業**（特定社会基盤事業）、**事業者**（特定社会基盤事業者。令和7年7月31日時点で257者）を指定し、**国が定めた重要設備**（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、**事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築**。令和5年11月に経済安全保障推進法が施行され、令和6年5月17日から制度運用開始。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

## 制度のスキーム



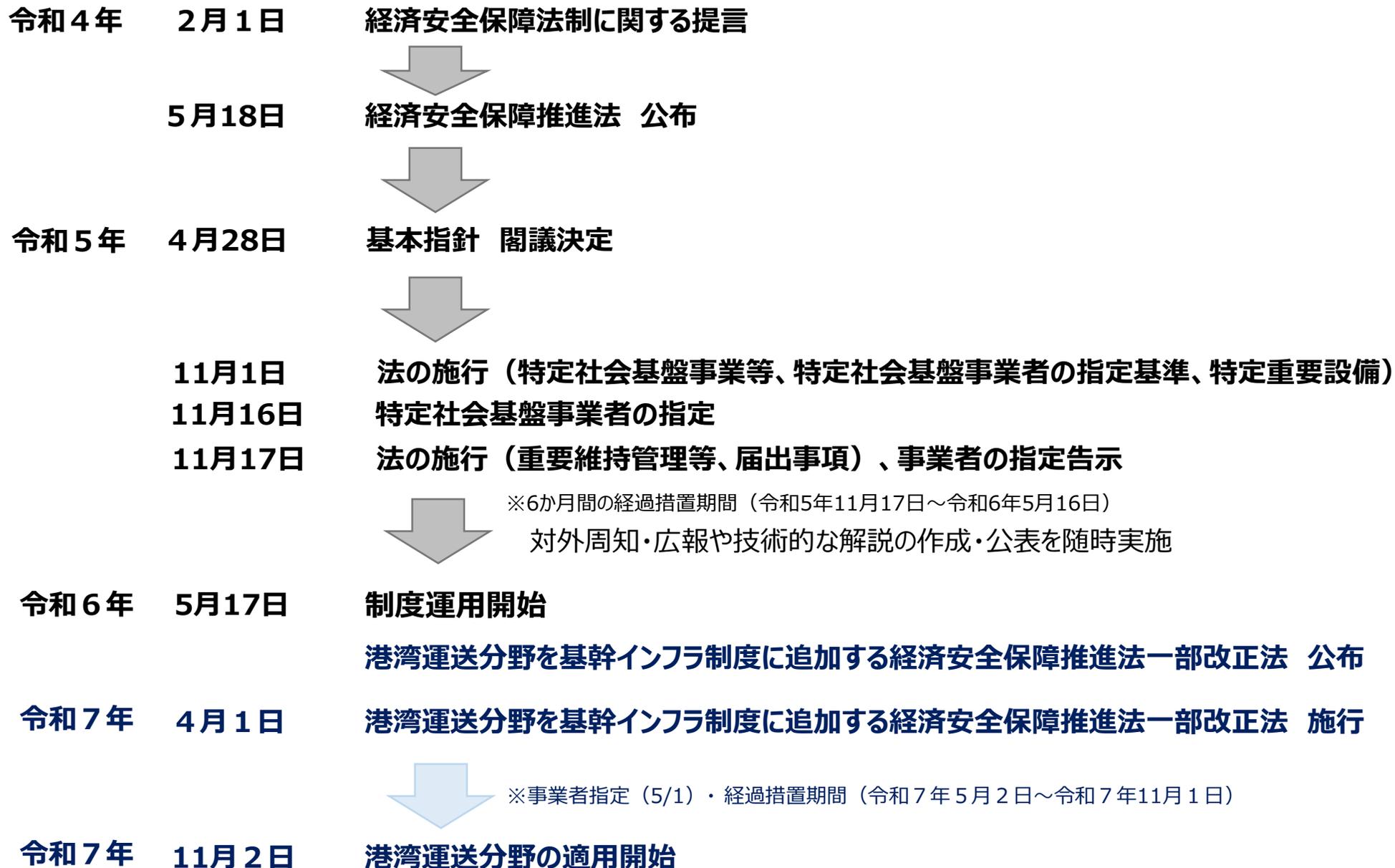
(1) **対象事業**…法律で次の分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送 (注)	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) **対象事業者 (特定社会基盤事業者)** …絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

(注) 港湾運送分野については、令和7年4月1日に施行。令和7年11月2日より届出義務の適用開始。

# これまでの基幹インフラ制度の取組



# 2024年度 事前届出件数及び事後報告件数

- ✓ 2024年度※<sup>1</sup>の事前届出（導入等計画書及び緊急導入等届出書。重要な変更含む。）件数は972件、事後報告件数は195件。
- ✓ 各省庁における事前届出件数、事後報告件数は、以下のとおり。

届出対象	2024年度			
	事前届出件数※ <sup>2</sup>			事後報告件数
	導入	重要維持管理等	合計	
経済産業省 （資源エネルギー庁含む）	45	120	165	90
国土交通省	11	82	93	3
総務省	103	225	328	40
金融庁・農林水産省※ <sup>3</sup>	33	353	386	62
合計	192	780	972	195

※<sup>1</sup> 2024年度は、制度開始日である2024年5月17日から2025年3月31日までの期間を集計。

※<sup>2</sup> 事前届出件数は、導入等計画書等の届出件数の他、導入等計画書の変更の案の届出件数（重要な変更の届出件数）も含まれる。

※<sup>3</sup> 農林水産省所管の金融分野を合算して計上。

1. これまでの基幹インフラにおける制度整備の状況
- 2. 運用改善に向けた検討**
3. 御議論いただきたいこと

# 基幹インフラ制度に係る運用改善 ①新規指定時の経過措置規定の見直し

## 背景・対応の必要性

- 法第53条において、特定社会基盤事業者の予見可能性の観点から、事業者が新たに指定されてから6月間は届出義務が免除される規定となっているが、現行の規定は以下の2点について課題が挙げられる。
  - 6月間の経過措置期間中は事業者への届出義務規定そのものが適用されず、経過措置期間の満了直後に予定している導入等について速やかに届出を行うことができないことに起因して、手続上の負担や支障が生じている。
  - 現在の規定では、事業承継のように事業者の予見可能性が確保されている場合にも、例外なく経過措置が適用されることとなっている。
- このため、①②いずれについても、見直しを行う必要がある。

## 対応案

### <法改正>

- 上記課題を踏まえ、以下のとおり法第53条を改正し、経過措置規定の見直しを行う。
  - 指定後6月以降に行う導入又は重要維持管理等の委託については、指定直後から届出を行うことを可能とする。
    - ※ 第2項、第3項（省令改正により新たに特定重要設備や重要維持管理等が追加された場合）も同様に改正
    - ※ 届出義務の対象範囲を拡大するものではない（改正後も指定後6月以降に行う導入又は重要維持管理等の委託が届出対象）
  - 事業承継等により事業者が指定された場合には、当該事業者に対して経過措置規定を適用しないこととする。

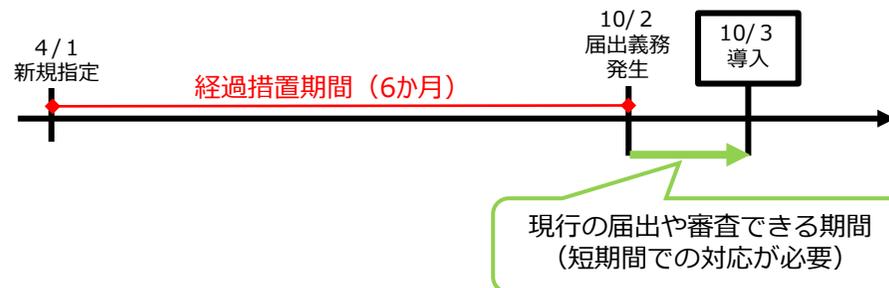
## (参考) 現行の経済安保推進法の規定

第53条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。

2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラムについては、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間は、適用しない。

3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間は、適用しない。

## <想定する事例のイメージ (①の場合)>



改正後は、経過措置期間中も届出や審査を行うことが可能となるため、事業者・府省庁ともに余裕を持った対応が可能に

# 基幹インフラ制度に係る運用改善 ②届出が必要な場合の明確化

## 背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定社会基盤事業者が他の事業者から特定重要設備を導入する場合には、あらかじめ導入等計画書を届け出ることとされている一方、当該特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者自身やその子会社等である場合には、特定妨害行為のおそれ大きいとはいえないとして届出義務が免除される規定となっている。
- 一方、そのような場合であっても、当該特定重要設備の構成設備（サーバー、OS等）をそれらの者以外の者が供給しているケースでは、必ずしも特定妨害行為のおそれが小さいとは言えない。しかし、現行法第52条の規定では、こうしたケースも一律に届出の対象外とする規定となっているため、届出が行われていない可能性がある。
  - (※) 事業所管省庁と事業者との協議により、構成設備を供給する複数の者を「特定重要設備の機能を充足した者＝特定重要設備の供給者」として捉え、届出対象とするケースもあるが、事業者からは、こうした解釈・運用は契約実態等とそぐわない（例えば特定重要設備の供給者としてのリスク管理措置が求められる）ため適正化を図るべきとの要望もある。
- このため、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合であっても、他の事業者が供給する構成設備を用いる場合は、特定妨害行為のおそれが大きいかどうかを確認する必要がある。

## 対応案

### <法改正>

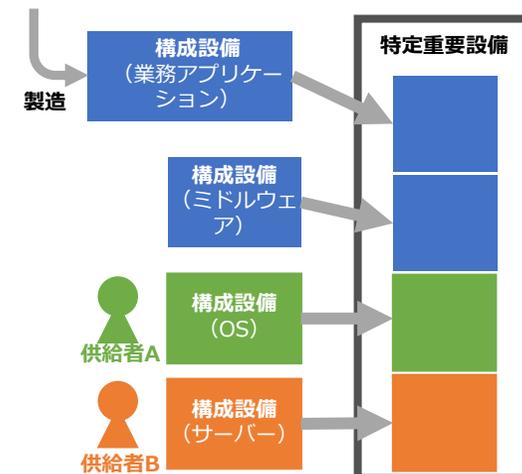
- 法第52条を改正し、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合であっても、他の事業者が供給する構成設備を用いる場合は、届出義務の対象である旨を明確化する。

## (参考) 現行の経済安保推進法の規定

第52条 特定社会基盤事業者は、**他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合**（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する**特定重要設備の導入を行う場合**（当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除く。）・・・には、主務省令で定めるところにより、**あらかじめ**、当該特定重要設備の導入・・・に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し・・・**これを主務大臣に届け出なければならない。**（以下略）

### <想定する事例のイメージ>

特定社会基盤事業者＝特定重要設備の供給者 X  
業務アプリケーション等の構成設備の供給者であり、特定重要設備の供給者



## 背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定重要設備の導入等を行う場合は「あらかじめ」導入等計画書を届け出ることとなっているが、特に大規模なシステムの開発や更改を行い導入するケースでは、届出の時点で既に機器の購入や設置がなされていることが多い。  
 (注) 基本指針において、特定重要設備の導入の時期とは、「特定重要設備の導入に関する一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点」をいうとされている。
- こうした段階で、特定妨害行為のおそれ大きいとして設備の交換や供給者等の変更といった対応を講じようとした場合、既に行われた設備投資に係る損害が生ずるのみならず、契約の解除等の対応や設備導入の遅れによる特定社会基盤役務の提供の支障が生ずる等の事態が生じることも考えられるため、届出以前の早い段階から国と事業者とが意思疎通を図り、リスクを把握した上で柔軟な対応を取ることが国・事業者双方にとって望ましい。

## 対応の方向性 <基本指針>

- 事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、同時に審査の実効性を確保する観点から、届出以前の早期・適切な時期から事前相談が行われることを徹底するため、基本指針で考え方を明示し運用改善を図る。
- 具体的には、基本指針（第5章第2節「特定社会基盤事業者等に対する事前相談の実施」）において、以下のような考え方を記載する。
  - 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託先及び再委託先を決定しようとする時といった適切な時期に事業所管大臣へ事前相談を行う。国は、かかる時期に事前相談を行うよう事業者に周知する。
  - 事前相談の適切な時期については、事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、審査の実効性を確保する観点から、事業ごとの特性等も踏まえ、技術的な解説の公表等により国があらかじめ考え方を示す。

## <運用改善のイメージ>



## 背景・対応の必要性

- 基幹インフラ制度の運用開始（令和6年5月17日）から約1年半を経て、これまでに制度運用に関して事業者から頂いた御意見や運用上の課題等を踏まえ、具体の届出事項や手続等を定める省令や、制度について国の考え方を示す基本指針や技術的解説等についても、法改正と併せて運用改善に向けた見直しが必要。

## 対応の方向性 <省令等>

- 基幹インフラ制度の運用改善に向けて、具体的には、以下のような点について省令等の改正を検討中
  - 議決権保有割合の確認日の緩和  
届出事項である議決権保有割合について、現行省令では届出の日の2月以内に確認したものを記載することとしているが、商慣習の実態等を踏まえて、届出の日の6月以内に確認したものとす省令改正を検討。
  - 導入等計画書及び証跡書類の提出等に係る事務負担の軽減  
届出様式の作成や届出に添付する証跡書類の提出等について、事務負担が大きいとの意見が多数あるところ、証跡書類の一部省略や届出のシステム化等の可能性を含めて、事業者の事務負担軽減につながる方策を検討。
  - 届出事項の変更に係る類型の再整理  
届け出た導入等計画書に係る特定重要設備について記載事項を変更する場合の取扱いとしては、  
①変更前に届出が必要な「重要な変更」、②変更後に報告が必要な変更、③届出・報告不要な「軽微な変更」の3つの類型があり、該当する変更項目を省令で定めているが、事業者の事務負担と審査の実効性とのバランスを考慮し、変更項目の類型を見直す省令改正を検討。  
  
<例>
    - ・供給者を新たに追加する場合は、従前の変更類型によらず全項目を「重要な変更」として事前審査の対象とする（実効性確保）
    - ・導入に携わる者に係る記載事項の変更は全て「重要な変更」となっているが、これを供給者と同様の変更類型に統一する（負担軽減）
  - その他の見直し（解釈の明確化など）  
現行の基本指針、技術的解説、リスク管理措置の記載等について、これまでの運用状況や問合せの実績等を踏まえ、解釈をより明確にすべき点や、具体例を含めて解説の充実を図るべき点がないか等の観点で見直しを検討。

等

1. これまでの基幹インフラにおける制度整備の状況
2. 運用改善に向けた検討
3. **御議論いただきたいこと**

## 本日御議論いただきたいこと

- (1) 制度の運用開始からおよそ1年半が経過し、これまでの運用において明らかになった課題や事業者の御意見等を踏まえた改善策を検討しているところ、法改正を検討している事項（以下①②）に関して、その必要性や運用に当たっての留意点等について、御意見を頂きたい。
  - ① 新規指定時の経過措置規定の見直し
  - ② 届出が必要な場合の明確化
- (2) 本制度は法律のみならず、基本的な考え方を示した基本指針や省令等の下位法令と一体となって運用が成立しているところ、法改正と併せて検討している運用改善の方向性についても、御意見を頂きたい。